

学校法人神戸学院 理事長 西本 誠實
神戸学院大学 学長 中村 恵

神戸学院大学ガバナンス・コード実施状況の点検結果について

神戸学院大学では、日本私立大学協会が定め公表している「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠し、2020年3月21日に「神戸学院大学ガバナンス・コード」を制定しました。その後、必要に応じて見直しを行い、本法人の理念及び建学の精神に基づき私立大学としての使命を果たし、適切なガバナンスを確保していくための指針を示すガイドラインとしています。

このたび、現行ガバナンス・コードの実施状況の点検を行いました。点検結果については次表にまとめるとともに、次のとおり概要を示します。

第1章においては、建学の精神に則った教育及び大学運営を行い、社会的責任を果たすために、神戸学院大学憲章や神戸学院大学学則等に理念・目的を定め、その達成に向けて取り組んでいることを確認しています。

第2章においては、主に法人全体の運営に関して、理事・監事・評議員がそれぞれの責務を果たし、理事会・評議員会の運営及び監査体制に適切性が保たれていることを確認しています。

第3章においては、教学ガバナンスを確立し、神戸学院大学の目的を達成するために、理事会より権限を一部委任された学長を筆頭に、副学長、学長補佐及び教授会等、それぞれの権限・役割が明確にされ、大学の教学における意思決定が適切に行われていることを確認しています。

第4章では、大学が広く社会から信頼されるための公共性と信頼性を担保するための方針・取り組みを明記しており、対象となるステークホルダー毎に詳細に点検を行いました。その結果、次のような状況であることが確認できました。学生及び保証人に対しては、学生の学びの道筋を学部及び研究科ごとに明確にし、学生生活において様々な角度から支援を行うことで、その信頼性を確保しています。教職員等に対しては、教職協働体制を確保とともに、ボード・ディベロップメント (BD)、ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・ディベロップメント (SD) を通じて、様々な取り組みを推進しています。卒業生、修了生及び社会に対しては、認証評価や自己点検・評価結果をふまえた内部質保証を実施することにより、恒常的かつ継続的に質の向上を図るほか、神戸学院大学の地域的及び教育的特性を活かし、その成果の地域社会への還元に努めています。そして、危機管理及び法令遵守の点においては、様々なリスクに備えた危機管理体制の整備ができています。よって、第4章についても適切に実施できていることを確認しています。

第5章においては、法令上公表すべき情報に加え、自主的に様々な情報を公開し、また、公開にあたっては、活用する媒体や表示方法の点で十分な工夫を行っていることを確認しています。

以上の結果に基づき、今後も、神戸学院大学がその使命を果たすことのできるよう引き続きガバナンスの強化及び向上に努めてまいります。

2024年度神戸学院大学ガバナンス・コード実施状況 点検結果

○:実施している △:一部実施している ×:実施していない

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

1-1 建学の精神

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	建学の精神・理念	○	
(2)	建学の精神・理念に基づき養成する人材像	○	
(3)	神戸学院大学が期待する教職員像	○	

1-2 教育と研究の目的(神戸学院大学の使命)

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	建学の精神・理念に基づく教育目的等	○	
(2)	中期的(5年以上10年以内)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	
(3)	大学の社会的責任等	○	

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

2-1 理事会

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	理事会の役割	○	

2-2 理事

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	理事の選任	○	
(2)	理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	○	
(3)	学内理事の役割	○	
(4)	外部理事の役割	○	
(5)	理事業務を支援するための体制整備	○	

2-3 監事

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	監事の選任	○	
(2)	監事の責務(役割・職務範囲)について	○	
(3)	監事監査規則	○	
(4)	監事業務を支援するための体制整備	○	
(5)	常勤監事の配置	○	

2-4 評議員会

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	諮問機関としての役割	○	
(2)	評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	
(3)	評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	
(4)	評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	

2-5 評議員

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	評議員の選任	○	
(2)	評議員への情報提供	○	

2024年度神戸学院大学ガバナンス・コード実施状況 点検結果

○:実施している △:一部実施している ×:実施していない

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

3-1 学長

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	学長の責務(役割・職務範囲)	○	
(2)	学長補佐体制(副学長・学部長・学長補佐の役割)	○	

3-2 教授会

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	教授会の役割(学長と教授会の関係)	○	

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

4-1 学生及び保証人に対して

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	学生の学びの基礎単位である学部等においても、三つのポリシーを明確にし、入学から卒業・修了に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	
(2)	学生支援に関する方針	○	

4-2 教職員等に対して

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	教職協働	○	
(2)	ユニバーシティ・ディベロップメント:UD	○	

4-3 卒業生・修了生及び社会に対して

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	認証評価、内部質保証及び自己点検・評価	○	
(2)	社会連携・社会貢献の方針	○	

4-4 危機管理及び法令遵守

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	危機管理のための体制整備	○	
(2)	法令遵守のための体制整備	○	

第5章 透明性の確保(情報公開)

5-1 情報公開の充実

区分	項目名称	実施状況	実施していない理由又は今後の対応方針
(1)	法令上の情報公表	○	
(2)	自主的な情報公開	○	
(3)	情報公開の工夫等	○	